

掛川市条例第17号

小笠掛川急患診療所条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年9月29日

掛川市長

(別紙)

小笠掛川急患診療所条例の一部を改正する条例

小笠掛川急患診療所条例（平成27年掛川市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前			改 正 後		
別表第1（第4条関係）			別表第1（第4条関係）		
診療科目の区分	診 療 日	診療時間	診療科目の区分	診 療 日	診療時間
内科及び小児科	(略)		内科及び小児科	(略)	
	日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び <u>12月30日</u> から翌年1月3日まで（以下「休日等」という。）	(略)		日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び <u>12月29日</u> から翌年1月3日まで（以下「休日等」という。）	(略)
(略)			(略)		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。